

発表体系検討委員会

報告書

(答申)

2001年3月13日

日本建築学会

発表体系検討委員会

ま え が き

当委員会は、信頼されるピアレビューシステムの構築に向けた本会の発表体系のあり方について検討することを目的として、2000年6月20日の理事会において企画運営委員会のもとに設置された。

この設置の背景には、理事会からの諮問にあるように「本会の学術論文等の評価・発信・流通は国際化、情報化、学問領域の拡大、会員のニーズの多様化により大きな変革を求められている。この動向に的確に対応し、我が国あるいは世界に高水準の学術情報を発信するためには、英文誌の刊行、あるいは新しい論文誌等の創刊、多様な学術情報サービスの提供等の企画とともに、会員の投稿インセンティブの拡大、査読等の審査・編集機能の強化が求められる」ことがあげられる。

具体的諮問事項は大きく分けて「信頼されるピアレビューシステムの構築」「英文論文集の創刊、新たな論文誌（他学会との連合による「総合専門誌」）刊行の可能性検討」「現行の論文集・作品選集・技術報告集の望ましい方向の検討」「発表体系を総括する委員会の設置の検討」の4課題である（理事会からの諮問内容は付録参照）。

本会の発表体系全体のグランドデザインは過去に多くの検討・提案が行われ、既にいくつかは実施に移されている。今回の検討はそれらの実績を踏まえたものであり、特に、現行の論文集と技術報告集ならびに新たな英文論文集や発行の可能性を検討するように依頼された論文（総合専門）誌の性格付けについてはそれぞれの課題の中で検討した。

当委員会は第1回委員会を2000年7月31日、第2回を9月11日、第3回を10月12日、第4回を11月27日、第5回を2001年1月17日、第6回を2001年2月20日に開催した。その間10月17日理事会で第1次中間報告、12月19日理事会で第2次中間報告を行い、また学術委員会には毎回進行状況の報告を行いご意見をいただいた。ここに答申がまとまったので2001年3月理事会に報告する。

当委員会に諮問された課題はピアレビューシステムのあり方から新たな論文誌の創刊、現行の論文集等のあり方、組織の検討まで多岐にわたり、しかもその一つ一つが本会の学術団体としての存立に関わる極めて重要な課題であった。短時間ではあったが集中した審議を行いそれぞれの課題について方向を示すことができた。

最後に本答申の作成に多大なるご尽力をいただいた委員各位、本答申の作成過程で貴重なご意見をいただいた理事会、企画運営委員会、学術委員会等に厚くお礼申し上げます。

2001年3月13日

発表体系検討委員会
委員長（副会長）村上周三

- 目 次 -

1 . 作品選集、建築作品年鑑の刊行について	1
2 . 英文論文集の刊行について	2
3 . 論文集について	5
4 . 技術報告集について	7
5 . 新たな論文（総合専門）誌刊行の可能性について	9
6 . 信頼されるピアレビューシステムの構築について	11
7 . 発表体系を総括する委員会の設置について	18
8 . インパクトファクターの検討について	21
9 . 発表体系を総括する委員会（学術レビュー委員会）への 検討依頼事項	24
付録 理事会からの諮問事項	25

発表体系検討委員会

委員長	村上周三	（情報担当副会長・東京大学生産技術研究所教授）
幹事	吉野 博	（学術理事・東北大学教授）
委員	石山祐二	（会員理事・北海道大学教授）
”	井上一朗	（前・技術報告集委員会委員長・京都大学教授）
”	大野隆造	（東京工業大学教授）
”	小倉善明	（作品選集委員会委員長・㈱日建設計常務取締役）
”	高見沢邦郎	（東京都立大学教授）
”	田辺新一	（早稲田大学助教授）
”	谷 直樹	（前・学術理事・大阪市立大学教授）
”	西川孝夫	（総務理事・東京都立大学教授）
”	平館孝雄	（会計理事・㈱日本設計取締役）
”	野城智也	（英文論文集検討小委員会委員長・東京大学生産技術研究所助教授）
”	山木 茂	（総務理事・大成建設㈱設計本部企画推進部）
”	和田 章	（前・論文集委員会委員長・東京工業大学教授）

1 . 作品選集、建築作品年鑑の刊行について

1999年より作品選集委員会、作品選奨選考委員会では全ライフサイクルにわたる価値の持続性を評価軸に加えるべく応募要項を改定した。このことは環境共生、省エネ、安全性、ユニバーサルデザイン、さらに地域性、改修、保存再生も作品選集の重要なテーマになり、その結果評価すべき対象が多岐にわたることになった。このため現行の掲載題数の60題ではこれらの新たな視点で評価する作品を掲載できないため掲載数60題を100題程度に拡充することが望まれる。

また、作品選集は我が国唯一の審査付きの作品集でありその年の建築の潮流をいち早く評価し、優れた建築作品を紹介する極めて有用性の高いものである。この作品選集に英文を併記して「建築作品年鑑」として刊行することは、国内外の建築界に優れた建築作品を紹介するという意味で極めて意義あることである。

以上の作品選集掲載数の増加ならびに建築作品年鑑の刊行については以下の年次計画で進めることが望まれる。

【2000年度】

- ・作品選集 2001：和文・英文を併記し建築雑誌の増刊号として全会員に配布する。

【2001年度以降】

- ・作品選集：建築雑誌の増刊号として希望会員に配布する。

《掲載数（100作品） 掲載料減額》

- ・建築作品年鑑（創刊）：作品選集に学会賞受賞作品（2～3作品）を追加掲載しハードカバーとし毎年5月に刊行する。

【2008年度以降】

- ・作品選集を廃刊し「建築作品年鑑」に移行する。

2 . 英文論文集の刊行について

- (1) 刊行される英文論文集の scope は構造・計画・環境など日本建築学会の活動領域全般を包含できるものとする。その scope をあらかずタイトルとしては Journal of Structure & Built Environment (仮称) などが考えられる。
- (2) チーフ・エディター、エディトリアル・ボード方式を採用する。
- A) チーフ・エディターは、日本建築学会が推薦する人物が務める。ただしエディターの解任アピールの規約などを設けて中韓のパートナーの信頼を得る。
 - B) チーフ・エディターのもとに、分野エディター4名(具体的には、構造系、計画系、環境系、歴史・意匠系の各エディター) をおく。
 - C) 分野エディターは、担当分野論文の審査・講評・討論の運営に一元的な責任を持つ。
 - D) 分野エディターは、チーフ・エディターが指名する。
 - E) 各分野エディターの業務を補佐するため、業務補佐グループを日本建築学会会員及び事務局員から担当者を選抜し組織する。
 - F) 将来、投稿論文が増え、ASCE のように分野別分冊が刊行される必要性が生じた場合、その移行がスムーズにいくよう、各分野エディターのもとにクラスター状に上記の業務補佐グループを組織する。
 - G) チーフ・エディター、分野エディター、中国建築学会代表、大韓建築学会代表及び国際的有識者 合計10名程度でエディトリアル・ボードを構成する。
 - H) 日中韓の建築学会から推薦を得た研究者+国際的な声望を持つ研究者をエディトリアル・コレスポンデントに指名する。エディトリアル・コレスポンデントは、各国・地域の各分野にわたってバランスよく配置する。エディトリアル・コレスポンデントは、本論文集の投稿を奨励し、投稿論文に対して適切な審査員が指名されるための情報を、分野エディターに提供する。また、掲載論文に対する討論を積極的に誘発する。
 - I) 上記のボード構成メンバーについて、日本建築学会傘下の調査研究委員会及び中韓の建築学会にメンバーの推薦を要請する。但し、メンバーの最終決定は、チーフ・エディターによるものとする。
- (3) 発刊第一号の品質が、その後の論文集の品質を決めるので、その品質が確保できるような方策を講じる。
- A) 論文投稿には特に居住国・国籍などの制約をしない。
 - B) 第一号に掲載される論文は、その分野や形式、著者の居住国がバラエティにとんだものとなるよう投稿を広く内外に呼びかける。
 - C) 投稿呼びかけには、中韓の建築学会の支援を要請する。
- (4) 優秀な研究者が進んで投稿するような、国際的な存在感のある学術誌として発展していくためのインセンティブを設ける。

別紙

引継用参考意見 1

審査プロセスのイメージ

1. 投稿論文の受領
2. 分野エディターが投稿論文にふさわしい審査委員を指名・依頼
 - a) 審査にまわす必要がない低品質の論文は、分野エディターの責任のもとに、著者に不採用の通知をする
 - b) 適切な審査委員を指名するため、分野エディターはエディトリアル・コレスポンデントに助言を依頼
3. 分野エディターは、審査委員からの審査レポートを受領。このレポート内容を参考に、分野エディターの責任のもとに採否を決定。

引継用参考意見 2

日中韓の優秀な研究者が進んで投稿するためのインセンティブ（アイデア案）

- A) 審査期間の短縮化。査読付きで速報性があるということはインセンティブとなりうる。査読をしてこまかい注文をつけるよりも、速く載せてあとは討論にまかせるといふ方針がよい。
- B) 冗長な論文を避けるため、掲載論文は 2000～5000words を目安としこれを投稿規定などで推奨する。
- C) 分野エディターのリーダーシップ
毎号 分野エディターは、掲載論文に関するエディターとしてのコメント・選評を掲載する（掲載論文の関連研究のなかでの位置づけ、論文として評価できる点などをコメントする）
掲載論文などにかかわる討論を主宰し活性化させる
審査員によるハラスメントを避けるために、審査員のコメントはいったん分野エディターやエディトリアル・ボードを通す
分野別エディターの選考に当たっては学会の論文集等への掲載実績を考慮する
- D) 上記の A)、C)を実現させるため、WEB-Journal を「刊行」し、その優秀論文を、印刷媒体の Journal として発行していくことが中長期的方策として考えられる。そうすれば、WEB-Journal は国際シンポジウムのプロシーディングスよりちょっとレベルが高いぐらいでよい。
- E) 掲載された論文のうち優秀論文については Award を与える。
- F) 2～3年おきに開催される日中韓3か国の行事にあわせ、掲載論文を題材にワークショップなどを開催する。
- G) 日中韓3学会会員には、登載料の減免措置などの便益を提供する。

3 . 論文集について

日本建築学会の論文集は昭和11年3月(建築学会論文集大会号 第1号)に建築雑誌の中に掲載されたことから始まり、昭和11年7月(建築学会論文集 第2号)に建築雑誌から独立し、昭和37年4月(日本建築学会論文報告集 第71号)から現在のように毎月発行されるようになった伝統と権威のある正式な研究発表の場である。昭和60年1月には現在のように計画系と構造系の2分冊になり、一般の会費の上に論文購読費を収めた会員に購読されている。現在は論文集と呼ばれているが昭和31年6月から平成5年12月までは日本建築学会論文報告集と呼ばれ、現在の日本建築学会技術報告集が扱っている内容も含んで発行されていた。論文集委員会は学術委員会に属する委員会から推薦された委員によって構成され、論文集委員会規定に従い活動している。主な活動は毎月10日を締め切りとして投稿される論文の査読委員の決定と、それらの査読過程の確認である。採否の決定は1つの論文に対して割り当てられた複数の査読者の判断の組み合わせで決められ、論文集委員会はその採否の判断に直接的には関与しないことになっている。このような基本方針の中、論文集の審査、発行に関する活動はほぼ順調に進められている。ここに、論文集のレベル、論文集の発行、論文集の査読、新しい発行形式の4項目について現状において考えられる問題点、および今後のあり方について纏める。

(1) 論文のレベルなど

- 1) 本論文集を日本の建築に関する優れた研究発表の中心にすべきである。
- 2) 博士号取得、大学の採用人事、昇任人事に日本建築学会論文集に掲載された論文が利用されているため、質より量が重視されている可能性がある。
- 3) 優れた研究論文を発表する場と考えていない本会会員がいることは問題である。
- 4) 海外または他分野では、論文の引用回数をカウントすることが行われている。これに対応して、参考文献の書き方を本文中の引用順ではなく、著者名(年号)の順に変更することが望まれる。

(2) 論文集の発行

- 1) 査読終了から発行日までの期間が長いため、短縮化の努力が必要である。
- 2) 計画系論文集の掲載論文数が増加している。環境関係を独立して3分冊とする方法がある。このことについては、次の項で示す方法が現実的である。
- 3) 2001年度から、論文集委員会委員に災害委員会、地球環境委員会、文教施設委員会から推薦された委員が参加することになっている。従来論文集にこれらの内容を含め、さらに「あらたな論文(総合専門)誌」で検討されている

総合的な論文の内容を含め、論文集を4分冊（たとえば、構造系、計画系、環境系、総合系）とする方法が考えられる。

- 4) 上記の方法を選ぶのであれば、4分冊に対応する分野割をさらに検討する必要がある。

(3) 論文集の査読

- 1) 査読者のレベルを確保するため、査読者候補の研究業績に水準を設けることを考える。
- 2) 査読者名を匿名としているため、安易な査読が行われる可能性、または無理難題が要求される可能性がある。このような問題をなくすため、平成12年7月より査読書を論文集委員会の席で開示することにした。このことを査読者にも知らせるため、平成12年10月より、査読書用紙に次の文を書き加えている。
「論文集委員会において本査読書を開示します。」
- 3) 論文集委員会は計画委員会、構造委員会、材料委員会など学術委員会に属する研究委員会からの推薦委員によって構成されている。研究動向を会員に知らせるため、これらの委員の執筆により関係する部門の1年分の論文レビューをまとめ、12月号または3月号に掲載することが考えられる。
- 4) 査読者または委員会委員から申し出があり、下記のような問題について論文集委員会として論文内容の確認を行う必要が生じている。論文内容に立ち入ることはエディター的役割であり、従来は行っていないことである。
 - ・論文の一部が他の著者の過去の論文に酷似（両論文とも本会論文集）
 - ・同著者による過去の論文と酷似した新規論文の投稿（両論文とも本会論文集）
 - ・海外の論文集、国内の論文集への二重投稿

現行の論文集委員会規定では、論文の採否は査読者の査読結果のマトリックスにより決定し、論文集委員会は論文の採否にかかわり難くい。

論文集委員会規定を変更し、論文集委員会をエディター委員会と位置付け、投稿論文の採否の最終判断を論文集委員会が行うようにすることも考えられる。

(4) 新しい発行形式

- 1) 2003年頃を目指して電子投稿の準備を進める。
- 2) CD-ROMによる発行、またはサーバーに論文集を電子情報としておきインターネットを通して読む方法があり、今後検討する価値がある。

4 . 技術報告集について

(1) 刊行後の経緯

技術報告集は 1995 年に第 1 号を刊行して以来, 12 号を数えるに至っており, 建築学会の定期刊行物として定着しつつあるものと考えられる。投稿数は 60 編前後で推移していたが, 11 号だけは 114 編と突出し, 採択数は 103 編で 48 編が積み残しという事態が生じた。また, 「不採用」の意見が反映されないなど, 査読者からの査読方法に対する不満・意見, さらには技術報告集にふさわしくない論文・報告が見受けられるなどの意見(技術報告集委員会およびアンケート結果) が出され, 今後技術報告集を維持・発展させていくための対策が必要な状況が派生してきている。

(2) 技術報告集委員会における対応

上記の状況を踏まえて, 技術報告集委員会では, 2000 年度において下記の事項について検討してきた。

- 1) 応募論文の急増への対処
- 2) 査読方法の見直し
- 3) 技術報告集にふさわしい論文の定義

上記 1) に関しては 臨時増刊を認めていただくことで投稿者に対する使命を果たすことができたといえるが, 今後このような事態は避けなければならない。1 つの対策として建築雑誌に掲載の原稿募集欄に, 掲載可能数のデータを公表することとした。2) の査読方法の見直しについては, 2 名の査読者の採否が分かれた場合, 第 3 の査読者の判定に従うという論文集と同じ制度を導入し, 12 号から適用することとしている。しかしながら, これらの対策は根本的な解決を与えるものではない。

上記 3 つの事項はお互いに関連していて, 基本的には 3) の「技術報告集にふさわしい論文とは何か」という問題が介在している。すなわち, 技術報告集と論文集との差異(主旨の違い) を明確にするために, 技術報告集の性格づけを具体的に明示し, 応募要領の見直しを図る必要がある。

(3) 論文集と技術報告集の区分け

論文集と技術報告集の関係については, 「学術」 論文集, 「技術」 技術報告集という区分けになっているが, 「学術」という意味には学問の応用も含まれる。論文集には学術論文・技術論文のどちらもカバーされるため, 現在では論文集と技術報告集の区分けが曖昧で, 論文集に応募すべき論文が技術報告集に投稿されるということが起こる。

技術というものは理論的・実験的(実証的) 検証過程を経た学術的基盤のうえに成り立つものであり, これに関するものは論文集の守備範囲であろう。また, 既存の技術で

あっても技術的応用成果に基づいて「論（主張）」を展開するものは論文集にふさわしいといえよう。

技術報告集が対象とする報告は、特定の建築物あるいはプロジェクトという実体を対象とした技術的貢献に関する成果報告・調査報告が原則である。したがって、既存技術の応用（創意・工夫・記録・伝承など）が主体となるが、当然のことながら新規性を含み、今後の技術的展開に資するものでなければならない。技術報告集では事実を正確に伝えることが重要で、「論（主張）」は必ずしも必要ではないであろう。

（４）予約購読制への移行

技術報告集の予約購読制への移行を進める。

（５）技術報告集の電子ジャーナル化について

技術報告集を魅力あるものにするために電子投稿化を推進するとともにマルチメディア化（音声、動画表示等）の可能性を検討する。

5 . 新たな論文（総合専門）誌刊行の可能性について

企画運営委員会の検討事項の一つである「新たな論文誌刊行の可能性(他学会との連合による「総合専門誌」刊行の可能性の検討)」(委員会資料 1-2) に関して検討した。

この背景には、近年学問が細分化し広い視野に立った社会的にインパクトのある論文が減少しており、専門家のための論文誌になっているという根本的な問題意識がある。

検討の結果、刊行物の題名などいくつかの点について結論は得られなかったが、論文・論説を主体にした総合的な出版物を刊行することは、本会にとって大きな意義があり、前向きに検討すべきであるという結論を得た。以下に検討内容について報告する。

(1) 刊行の背景と趣旨

- 1) 現在の論文集は専門性が強すぎる傾向がある。
- 2) 建築学会からの刊行物の種類が他の学会と比べて少ない
- 3) 新たな出版物の刊行と投稿の機会を増やすことによる会員へのサービス向上
- 4) 魅力ある学会とするための一つの手段として
- 5) 関連学会を巻き込んで、リーダーシップをとるための戦略として

(2) 論文（総合専門）誌の性格

- 1) 魅力のある内容・構成とする
- 2) 学問的に総合的であること
- 3) 学際的、横断的であること
- 4) 論文、論説、資料などを含み、内容としても総合的であること
- 5) 必要に応じてレビュー的、オピニオンの性格を持たせる
- 6) 他の学会と連携して、投稿者、読者の幅を広げる
- 7) 既存の刊行物（建築雑誌、論文集、技術報告集）とは異なった性格を持たせる。

(3) 編集方針

1) テーマの設定

以下の二つの案が想定されるが、今までの議論から判断するとB案が適当ではないかと考えられる。

A案：特定のテーマを持った論文（総合専門）誌とする。

名称の例 「地球環境論文（論説）集」「総合専門誌：地球環境」

「防災論文（論説）集」「総合専門誌：防災」

各号毎に、副題を決める。地球環境の場合であれば、例えば「サステイナブルな都市・建築」、防災の場合であれば、「鳥取地震特集」など。

B案：特定のテーマを持った論文（総合専門）誌とするが毎回別のテーマも設定する。

名称の例 「地球環境・防災論文（論説）集」「総合専門誌：地球環境と防災」

構成内容の例

第1号 地球環境関連 + 司法支援

第2号 防災関連 + 建築教育

第3号 地球環境関連 + 歴史環境

第4号 防災関連 + 建物管理

2) 論文(総合専門)誌の構成

論文、論説、資料などから構成されるものとする。一冊でこの分野の研究の背景、動向、論点、関連文献などがわかるようにする。

a) 論文：レビュー論文も含む。招待論文と応募論文から構成する。応募論文に関しては審査を行う。

b) 論説：テーマに関する主張、意見、考え方などのいわゆる論説。原則的に依頼原稿。

d) 資料：被害調査、測定データ、文献リスト、用語解説、関連情報など。原則的に依頼原稿。

3) 有料化への対応

将来の有料化も考え、会員にとって魅力的な内容とし、販売数を確保して経済的にも成立するようにしなければならない。

(4) 刊行のサイクル

当面は年間1回から2回とするが、無料配布の間に有料化した場合の発行回数について検討する。

(5) その他

1) 共同が可能な他の学会候補の例

a) 地球環境、防災関連 > 土木学会、都市計画学会、日本化学会、
日本機械学会、空気調和・衛生工学会、

b) 歴史環境 > 歴史学会、都市計画学会、建築史学会

2) 他の学会との協同の場合の問題点

a) 審査員の選定

b) 経費負担

3) 投稿料、原稿料

投稿料、並びに依頼原稿の場合の原稿料に関しては、今後検討する必要がある。

(6) 結論

以上のことから、論文・論説を主体にした総合的な出版物を刊行することは、学会にとって大きな意義があり、可能性も十分あると判断され、前向きに検討すべきである。また、経済的にも成立するように、会員にとって魅力ある内容とすることが重要である。

なお、論文的な色彩が濃くなるようであれば、既存の論文集との調整をはかるべきである。

6 . 信頼されるピアレビューシステムの構築について

(1) 論文発表等に関する共通的な倫理規準の制定

1) 規準の必要性

論文や作品の発表の場を設けて、学術・技術・芸術の発展を図り、あわせて次代の研究者や技術者・設計者の育成を図ることは、わが学会の最も基本的な使命である。しかもそれは会員あるいは社会から信頼されるものとして構築されていなければならない。しかし省みるにこれまで、発表論文に関して「信頼を損ねる行為」がなかったわけではない。また一方で、既成の理論を覆す可能性のあるアイデアやデータを、無意識的であっても忌避し「レフェリー制度のタブー」(村上陽一郎「科学者共同体でのタブー」建築雑誌 1991.4、での指摘)に結果したことがまったくなかったとも言い切れまい。さらには考古学に関わる発見や論文をめぐって、学会における検証討論がなおざりにされていたという衝撃的な出来事も我々の耳に新しい。

学会の学術活動において、信頼を損ねる行為を未然に防止し、タブーを回避し、会員相互の学術的検証を可能とするためには、「発表体系にかかわる倫理的な規準 (Ethical Standards)」を、論文発表等に関する共通的な「憲法」として用意する必要がある。国内学会ではこのような規準を設けている例は見い出されなかったが(土木学会等 6 学会への調査による) 海外では用意されている例が多いようである。今後の国際的關係に配慮する立場からも、早急に規準を制定する必要があると言えよう。

2) 規準に含まれるべき内容

規準は大きく「前文」以下、順序は不同であるが「著者 (author) の義務」「査読者 (reviewer, referee) の義務」「編集者 (editor) の義務」として構成されよう。

- ・「前文」では本学会の論文・作品発表等の意義と規準の目的 (ピアレビューの実現等) が述べられる。
- ・「著者の義務」では、論文等において客観性が確保されており、他の著作者のオリジナリティを犯してはならないこと等が述べられる。
- ・「査読者の義務」では、公平公正な審査をなすべきこと、論文内容等に関する秘密の保持等が述べられる。
- ・「編集者の義務」では、査読者の選定を含み公平公正な編集をなすべきこと、学術論文等の水準を確保すべきこと等が述べられる。

ただし欧米のような、いわゆる「エディター方式」が採用されていない本学会において、「編集者の義務」をいかに書くべきかについては検討が必要である(次項 (2) も参照のこと)。

またこの規準は、論文集等における研究・調査論文だけでなく、本学会の性格からして建築作品選集 (作品年鑑) 等における建築作品も対象とすべきであろう。その際に

は、論文と作品における規準の記述の相違点にも留意した検討が必要である。

なお、以上のほか、規準に違反したと判断された場合の措置に関する記述を設けるかも、今後の検討にまつところとなる。

今後の検討の参考資料として、アメリカ土木学会の倫理基準を挙げる（参考資料 1：A S C E の倫理規準）

3) 当面の方向

しかるべき機関において速やかに上記「規準」の成文化を図り、理事会決定を経て会員への周知徹底を図る。

その際には、論文集投稿規定等のそれぞれのルールもこの規準を前提に必要な改正を行っていくことになるので、成文化を担当する機関は関係委員会との協議を併行させる必要がある。

(2) いわゆる「エディター方式」について

1) エディター方式の導入は重要な検討課題

的確なピアレビューの実現手段として、編集体制の整備強化が言われている（学協会のあり方を論じた松尾学術振興財団の会報：『転換期の学協会』1998 では、「我が国では、編集の仕事に対して正当な評価が与えられていないばかりでなく、その責任者は任期制の非常勤であり、短期間で交代する……」「……その役割は、司会役に過ぎないのが現状である。欧米で見られるように……」といった指摘がなされている）、論文等の審査体制の強化案として、エディター制度を導入することは十分に検討に値しよう。

2) 当面の方向

しかし周知のように、欧米にみられるエディター制度は編集者の権限が極めて強い等の特徴を有しており、それを我が国に導入するには慎重な検討が求められよう。現在、国内学会でこれを導入している例は僅かである（参考資料 2：「(国内学会の) 審査制度について」参照）。

当面は、エディター制度も十分に意識しながら、現状の編集体制を整備強化するのが現実的であろう。

なお予定されている英文論文集に関しては、国際的な信頼度を高めるためにもより欧米型に近いシステムを採用し、その試行の成果を今後の論文集等の編集に敷衍していくべきだろう（本報告 6 頁、3.(3)4) 参照）。

参考資料 1：A S C E の倫理規準

参考資料 2：国内学会の審査制度について

参考資料 1 : ASCE の倫理規準 (翻訳)

序

アメリカ土木学会は現在の技術や科学的研究、実際の取り組みについて発表する技術論文誌の出版事業を含め、様々なかたちで技術団体や協会に貢献している。これらの活動の基礎には編集者や著者、査読員による投稿や評価、出版に関わる高い倫理規準の維持責任がある。これらの倫理規準はアメリカ土木学会による論文誌の目的の定義や一般社会によって認知されている技術や科学的研究、その発表の質規準に由来するものである。また、倫理規準を監督するという営みが全ての技術や科学研究活動を活性化させるということ、そして、この倫理規準が活動に関わる者全ての意識に届かなくてはならない、という信念が反映されなければならない。

倫理規準

編集者の義務

1. アメリカ土木学会誌の編集者の第一責任は、効率的かつ正当な応募原稿の評価過程を保証すること、また技術的な面や専門性の面での高水準を確立、維持することである。研究方法の独創性やコンセプト、応用、成熟度、土木工学の専門性に則しているか、といったことが質の規準となる。
2. 編集者は全ての論文投稿に対し偏見を有してはならない。個人的関係や著者との親近性、人種、性別、性別を根拠とした適性、宗教信仰、民族、市民的階級、専門協会、著者の政治思想とは無関係に、その原稿の有益性において査読しなければならない。
3. 編集者、また編集スタッフは査読中の原稿について、原稿掲載に関わる専門的アドバイスを求める以外には、他人にその原稿に関する情報を漏洩してはならない。また、査読員の名は編集者、編集スタッフによって外部に漏洩されてはならない。
4. 編集者で、投稿論文に執筆または共同執筆者として提出する者は、その原稿について自ら査読してはならない。出版後、その雑誌において編集者 = 著者の研究がそれに続く専門的討論へとなった場合も、その編集者 = 著者はこれに関係するいかなる編集責任も負ってはならない。
5. 編集者は利害や体裁による摩擦を避ける。編集者は原稿の著者や題材に対して好くも悪くも何らかの個人的偏見を持っていると思われる査読員に対して原稿の査読依頼をしてはならない。

6. 提出された原稿のなかで実際に掲載されなかった情報や論旨、解釈は外部に漏洩してはならず、著者の同意や適切な著作権等の帰属情報がない限り、編集者または編集助手の研究に使用されるようなことがあってはならない。

7. アメリカ土木学会から出版された原稿の内容や結論、参照、また他資料に間違いがあることを確かな証拠とともに指摘された場合は、編集者は著者に通知し、返答投稿を認め、誤りを早急に公表しなければならない。もし可能であれば、編集者はこれらの間違いについて、コメントまたは誤りの根拠の公開を促さなければならない。

8. 編集者は出版された論文に、盗作資料または誤った研究データがあったことを確かな証拠とともに指摘された場合、アメリカ土木学会の専門管理委員による調査にまわすため、そのような証拠を各誌マネージャーに提出する。

著者の義務

1. 著者の主な義務は完成された研究や業績（作品）、企画の簡潔な評価を、評価に重要な客観的論点を基に発表することである。

2. 提出された論文は同分野を研究する者がその研究を再現したり検証するのに十分な詳細情報と情報源の引用を含まなくてはならない。

3. 著者は研究の本質に影響を与えた文献を参照し、その著作権等の帰属情報を示さなければならない。それにより、読者はその論文に重要な影響を与えた過去の文献を簡単に参考でき、その論文を理解することができる。著者が私的に手に入れた、あるいは会話から、通信から、第三者との話しあいから得た情報については提供者からの明白な許可がない限り、著者の制作した論文のなかで使用される、または報告されてはならない。査読中論文または認可された応用技術といった機密情報は同じく機密扱いされなければならない。

4. 提出された原稿に盗作資料、誤ったデータが含まれてはならない。アメリカ土木学会は他人の考えや言葉をその情報源の適切な引用表示なく使用することを盗作と定める。また同学会はデータや解釈を含む知的財産に対する不正流用も、同じく盗作と定める。（この定義は National Academy of Science、National Academy of Engineering、the Institute of Medicine で定められたものに基づく。アメリカ土木学会はさらにこれにデータや解釈を含む知的財産の不正流用に関する定義を加えた。）

5. 研究論文は断片的であってはならない。技術者や科学者は、システムあるいは一連のグループシステムにおいて広範囲に研究している場合は、それぞれの論文原稿が総合研究のなかのある側面について、ひとつの完成した論文となるようとりまとめる。

6. 本質的に同じ研究やプロジェクトに関する論文は複数の出版物に投稿してはならない。

7. 出版された論文に対する学術的批判は時に正当性が認められるが、個人的な批判は決して認められない。

8. 著者としての高潔を保護することを目的に、研究や企画、論文準備において意義ある貢献を果たした者のみが共同執筆者として記されることとする。著者本人が共同執筆者と名のつく全ての者が最終原稿に目を通していること、また、その原稿を提出することに同意していることを保証する。また、死亡した者でも共同執筆者としての範疇に入る者は同じく共同執筆者であり、この場合死亡した日付を記しておく。著者、共同執筆者ともに架空名を使用してはならない。原稿を提出した著者は、その原稿に携わった共同執筆者だけを不正なくリストに入れる責任を負う。

9. 明らかに商業的意図があるとされる原稿は不適切である。

10. 他から受けた批評または論争に対して反論し討論集結する場合を除いて、自身の執筆した原稿に関しての評論を、執筆または共同執筆してはならない。

査読員の義務

1. 適切な原稿査読は出版過程において不可欠なことであり、よって全ての技術者と科学者は審査を正当に共有する義務を負う。

2. もし査読員が適任でないと感じたり、報告されている内容について正当に評価する時間的余裕がないと思われる場合はすみやかに原稿を編集者に返却する。

3. 査読員はその有益性において原稿の質を客観的に審査し、執筆者の知的独立性に敬意をはらう。個人的批評は不適切である。

4. 査読員は、利潤または体裁による摩擦を避ける。査読原稿に摩擦を引き起こす可能

性が考えられる場合、もしくは査読員が個人的偏見を有する場合は査読員は査読することなく査読依頼を受けた原稿を返却し、同時に編集者にその旨を報告する。

5. 提出された原稿で実際には出版されなかった情報、論争、解釈は外部に漏洩されてはならず、適切な著者の同意と著作権等の帰属情報がない限りは評者の研究に使用されたり、公表されることはあってはならない。

6. 査読員は査読を依頼された原稿の執筆者または共同執筆者との間に個人的関係や仕事上、研究上の関係がある場合は、この関係についてすみやかに編集者に知らせなければならない。

7. 査読員は査読依頼を受けた原稿を機密扱いとし、外部に漏らしたり、必要に迫られて特別なアドバイスを求めたいという場合を除いては他人と話し合ったりしてはならない。査読員はアドバイスを求めた場合、このことを編集者に報告しなければならない。

8. 編集者や著者が査読員のくださったコメントの基本的な部分を理解できるよう、査読員はその査読について適切に説明し、支持できなければならない。事前に報告されている調査や由来、論旨、論点については、適切な言及をもって加えられる。

9. 査読員は査読中の原稿に関して、すでに出版されたものや同時に他誌に提出されているものとの本質的な類似をみつけた場合、編集者に知らせなければならない。

10. 審査中の原稿で実際に出版されない情報や論旨、解釈に関して適切な著作権等の帰属情報や著者の同意がない限り、使用することも公表することもしてはならない。

11. 審査員がもし原稿のなかの盗作資料や誤った研究データに関する確かな証拠を有する場合は、そのことを編集者に知らせ、アメリカ土木学会専門管理委員による調査にまわすため、その証拠を各誌マネージャーに送付しなければならない。

謝辞

この倫理規準はアメリカ地球物理学連合 (American Geophysical Union) の「AGUの方針と諸手続き」をもとに想起された。ここにアメリカ土木学会は、引用許可はじめご協力いただいた AGU に対して感謝の意を表す。 (翻訳：事務局)

参考資料 2 : 国内学会の論文審査制度について

学会名	倫理規定	エディター方式	編集委員会機能(主に査読書の扱い)
日本建築学会	・ない	・導入していない	<ul style="list-style-type: none"> ・主に、論文集掲載論文の募集・審査（査読は当該部門ごとに対応し、査読全般に関わる事項は委員会で審議） ・査読委員の選出(基準)...原則として査読委員候補者一覧から選出する。 ・査読委員(2名) ・査読期間(約40日) 再査読(1ヶ月) ・最初の2名の査読委員により査読を開始し、「採用」または「不採用」が2名に達した段階で論文の採否が決まる。
土木学会	・ない	・導入していない	<ul style="list-style-type: none"> ・査読委員の選出(基準)...大学卒業後10年程度以上で、土木学会論文集に2編以上の報告があること。 ・査読委員(3名) ・査読期間(4週間) 再査読(2週間) ・小委員会は査読員からの査読報告書に基づき投稿原稿の登載の可否の審査をする。
日本機械学会	・ない	<ul style="list-style-type: none"> ・英文誌のみ導入している。 全ての英文誌はエディターが最終判定する。 校閲は複数で行った後に判断する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・校閲委員の選出...大学卒業後10年以上研究歴を持ち本会論文集またはjournalに5編以上論文が掲載している。 ・投稿原稿の校閲委員(2名) ・校閲期間(3週間以内) 再校閲(2週間以内) ・編集委員は、校閲委員からの校閲結果を編集委員会に報告し、取りまとめを行う。
日本化学会	・ない	<ul style="list-style-type: none"> ・導入している 和文誌に導入 英文誌に導入 	<ul style="list-style-type: none"> 基本的にエディターが論文の採否を取り纏める。 ・審査員の選出...エディターに一任している。 ・審査員(2名) ・審査期間(3週間以内) 再審査(2週間程度) ・エディター(アソシエイトエディター)は、2名の審査員からの報告を参考に、「採否」を決定し、委員長に報告する。
電子情報通信学会	・ない	<ul style="list-style-type: none"> ・導入している 英文誌に導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・査読委員の選出...大学卒業後5年以上の研究歴を持ち2編以上の論文を本会あるいは公開出版物に発表している会員。 ・査読委員(2名) ・査読期間(3週間以内) 再校閲(3週間以内) ・編集委員は、2名の査読委員からの査読報告書に基づき「採録の基準」により判定案を編集委員会に諮り決定。
日本地震学会	・ない	・導入していない	<ul style="list-style-type: none"> ・編集委員長は担当委員を選定する。査読結果に基づいて論文の判定を行う。 ・査読終了後、掲載原稿は編集担当者から直接印刷所に入稿する。
空気調和・衛生工学会	・ない	・導入していない	<ul style="list-style-type: none"> ・査読委員の選出...会員中最も適当と思われる人を選出。 ・査読委員(2名) ・査読期間(20日以内) 再校閲(20日以内) ・2名の査読委員の意見に基づき、論文委員会において採否を決定する。

7. 発表体系を総括する委員会の設置について

2000年6月20日付の企画運営委員会の諮問は「我が国あるいは世界に高水準の学術情報を発信するためには、英文誌の刊行、あるいは新しい論文誌等の創刊、多様な学術情報サービスの提供等の企画とともに、会員の投稿インセンティブの拡大、査読等審査・編集機能の強化が求められる」との認識のもとに「発表体系を総括する委員会の設置について論文集・技術報告集・作品選集委員会を学術委員会から分離し新たに設置する総括委員会のもとに位置づける」ことについて答申を求めている。

この件については既に1999年9月、10月の総務財務合同運営委員会、理事会、学術委員会で議論されており、当委員会としてはこれらの議論を踏まえて総括委員会の必要性について審議を行い以下の結論を得た。

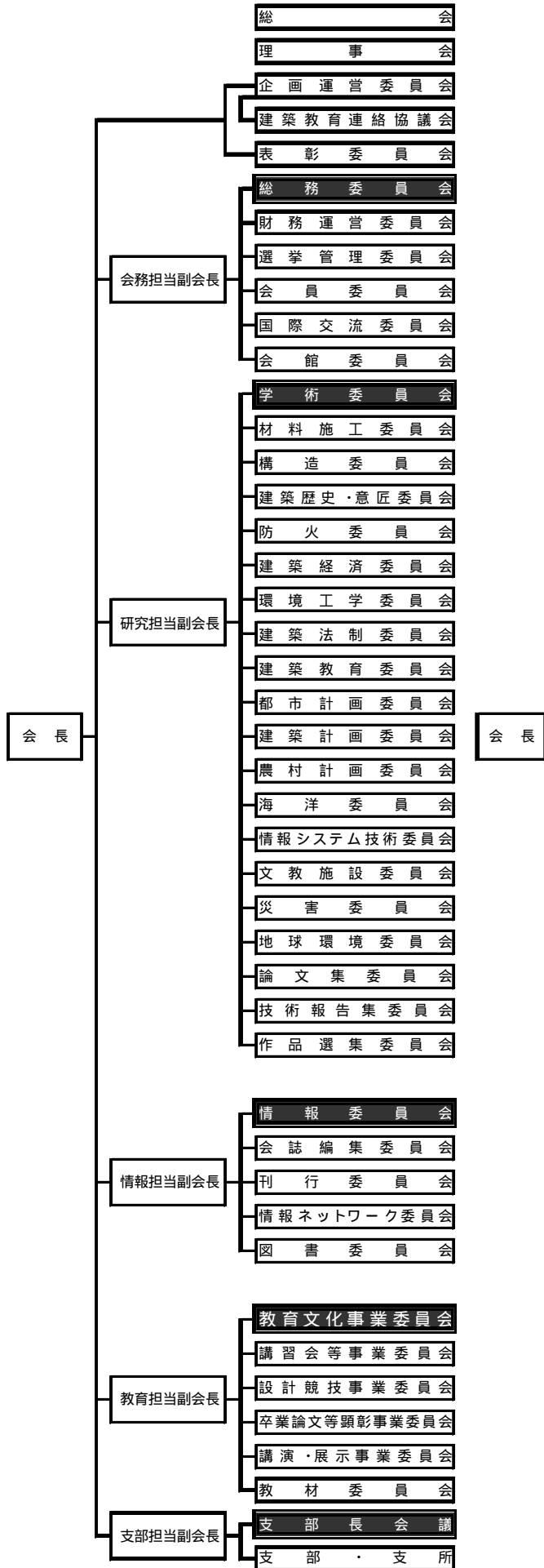
- (1) 学術委員会は1948年に「学術的事業の補佐機関、論文集の編集・刊行」を主事業として設置され、それに伴い1936年設置の論文集刊行委員会は廃止された。その後傘下に1962年には審査部会、1988年には作品選集委員会、1989年には審査部会を論文集委員会に改組、1994年には技術報告集委員会をそれぞれ設置し現在に至っている。このような歴史的経緯の中で学術委員会は本会の学術的事業全般、論文集等の刊行を担ってきた。しかしながらこの間の学術的事業の発展は著しく、1986年には学術委員会の機能の一部を「会務」「教育」「情報」に移行する組織機構の再編を行った。さらには近年の学協会に期待される新たな役割と機能から、学術委員会の守備範囲は拡大するとともに異なる機能に対する対応も迫られる状況が予想されるため、さらなる機能の整理と再配分が必要である。
- (2) 学術委員会の主務は調査研究活動の振興であり、peer review付きの発表体系に関して本質的議論の場というよりは、会員の論文、作品、技術の成果発表のpeer reviewを担っている論文集委員会、作品選集委員会、技術報告集委員会と常置調査研究委員会との連絡調整の場である。
- (3) 従来から「会員の研究発表と討論の場」として論文集、大会学術講演会、支部研究発表会が位置づけられてきた。しかし、会員であれば自由に発表の権利が担保される支部研、大会の企画運営と厳密なpeer reviewに基づく論文集・作品選集・技術報告集の刊行とは役割を異にしている。そこで後者についてはpeer review機能を強化するとともに独自の編集責任を明らかにする組織体勢が望まれる。
- (4) 1999年当時の議論には上記の3委員会（論文・作品選集・技術報告集）を情報委員会の傘下とする提案もあったが、情報委員会は情報サービスの円滑な運営が主務であり、peer reviewを担う3委員会を刊行委員会、会誌編集委員会、図書委員会等と同列とするのは無理がある。

- (5) 会員が発表する学術論文の評価・発信・流通は学術団体の存立に関わる極めて重要な機能であり、本会の研究交流、情報発信機能と同等に位置づけられるべきである。
- (6) 本答申には会員の発表の場を拡充するために、新たに英文論文誌の創刊、新たな論文誌の必要性が盛り込まれており、今後 peer review 付きの発表の場が拡充されることになる。したがって本会の学術評価機能の重要性に鑑み学術委員会や情報委員会と同格の総括委員会を設置し peer review 付きの発表体系のあり方について定常的に検討する場の設置（総括委員会）が望まれる。なお新たな総括委員会の傘下には論文集、作品選集委員会、技術報告集委員会を学術委員会傘下から移行し、新たに発足する英文論文集委員会をこの総括委員会の傘下とする。

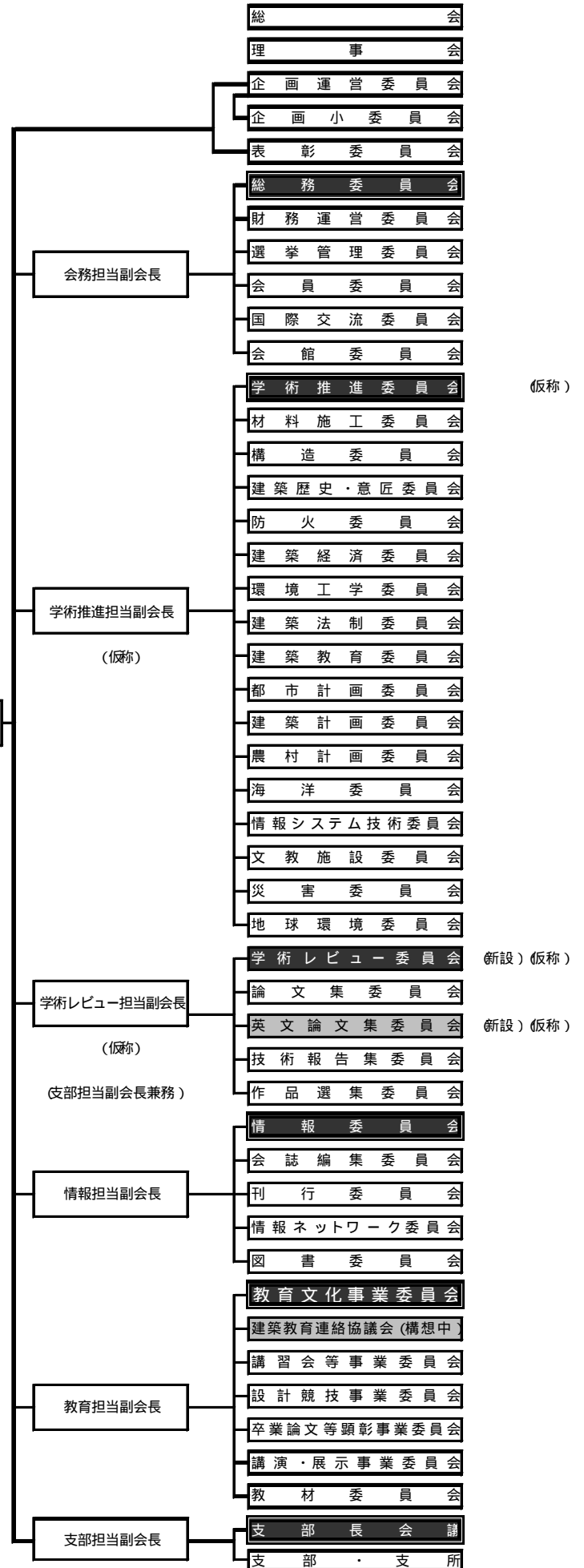
当委員会で検討した「発表体系を総括する委員会」の名称案等を以下に示すので設置にあたって参考にされたい。

- 1) 委員会名称は「学術レビュー委員会」とする。
- 2) 「学術レビュー委員会」の発足に伴い学術委員会の名称を「学術推進委員会」とする。
- 3) 学術レビュー担当副会長は支部担当副会長が兼務する。
- 4) 組織機構図を別添に示す。

現行組織図



新組織図 (案)



8. インパクトファクターの検討について

(1) インパクトファクターとは

インパクトファクターは、特定のある雑誌が1論文あたり平均何回引用されているかを算出し、科学界における各雑誌の重要度を示す。大きいほうが良い。

インパクトファクター = (前年、前々年のその雑誌に掲載された論文の今年度の引用回数) ÷ (前年、前々年にその雑誌に掲載された論文数)。例えば、2000年のインパクトファクターは、1998年と1999年の出版論文に対する被引用数を、同じ2年間の出版論文数で割った値になる。

(2) 論文、研究の質の評価

大学においても教員の業績評価が行われるようになってきている。業績を評価する方法として「論文の数」がある。論文数のみでは、評価が難しいので、個々の論文にその「重要度」を乗じた総計値で評価するようになってきている。この重要度としてインパクトファクターが用いられるようになってきている。科学技術庁研究費の業績評価などでも、インパクトファクターを論文数の横に記入するようになってきているが、建築学会論文報告集は0ポイント(採録対象外)である。

(3) 人事考課や人事との関係

H大歯学部教授選考での例では、以下のような業績評価を行って教授を選考した経過を公表している。「(前略)O氏の原著論文四十編のうち、二十一編の英語論文は国際的に評価の高い雑誌に掲載されている。総論文数は他の候補者より少ないが、科学論文の質的評価の国際的指標であるインパクトファクターの総計七〇点以上と他の候補者の約一・五倍あり、筆頭著者としてのインパクトファクターは、他の候補者のそれと比較して約六・五倍と優れていた。」

(4) 建築関係における必要性

大学改組などで、建築分野は学際化している。学際分野で教員人事が行われたり、教員の流動化が進むと、建築系教員はインパクトファクターを用いた業績評価で不利になる可能性がある。建築学会論文報告集は建築分野のみであれば評価されるが、学際的な分野ではインパクトファクターは0で、人事や業績評価において大きな問題となる可能性がある。また、建築分野以外が参加する研究費申請においても建築分野が不利に置かれることが危惧される。

例えば国内では、1999年で日本化学会のChemistry Lettersが1.536、電子情報通信学会IEICE Transactions Communications(エレクトロニクス:C)が0.55となっている。

(5) 建築分野におけるインパクトファクターの必要性

現状の建築学会論文報告集を発展させるか、英文論文集を創刊するするなどして戦略的に、インパクトファクターで評価される論文集を建築学会で出版する必要性がある。

9 . 発表体系を総括する委員会（学術レビュー委員会）への 検討依頼事項

新たに発足する学術レビュー委員会には大きな期待が寄せられている。当委員会や学術委員会での審議の過程の中で、以下のような提案や検討依頼が行われたので配慮されたい。

- (1) 学術レビュー委員会は会員が発表する成果の評価・発信・流通機能の整備・強化にあたって学術委員会、情報委員会等と密接に連携をとる。
- (2) 「論文発表等に関する共通的な倫理規準」を作成することを検討する。
- (3) 会員が発表する大会学術講演梗概、支部研究報告、常置調査研究委員会の各種シンポジウム予稿集等についても学術研究の発表体系全体の中での位置づけを明確にする。